

鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領  
(学校を核とした地域力強化プラン)

令和3年4月19日  
鳥取県教育委員会

(通則)

鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の目的

少子高齢化の進展、人口減少が進む地域において、学級規模の小規模化などによる教育上の課題や、学校統廃合の進行による学校と地域の関係の希薄化などの課題について、地域人材による学校の教育活動の支援によって、その課題の緩和・解消や、学校や地域の教育環境の魅力の向上を図っていく必要がある。

本事業は、地域活性化のための仕組みづくりや、地域の活性化に直結する施策を有機的に組み合わせ、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域創生の実現を目指すものである。

2 事業の内容

鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)は、市町村が主体となって、以下の取組のうち1つ、又は複数を有機的に組み合わせ、事業を実施する。

- (1) 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組(内容については、別紙1のとおり)
- (2) 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組(内容については、別紙2のとおり)
- (3) 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組(内容については、別紙3のとおり)

3 留意事項

上記の各事業間で連携を図るとともに、有機的に組み合わせた施策の場合には優先的に予算措置を行う。

## 地域と学校の連携・協働体制構築事業

令和3年4月19日

鳥取県教育委員会

## 1 事業の目的

未来を担う子供たちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行う体制を構築することが必要である。

そのため、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（以下「コミュニティ・スクール」とする。）」と、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（以下「地域学校協働活動」という。）を一体的に推進する。

全国の公立学校に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」とする。）」に定める「コミュニティ・スクール」を導入し、学校と地域の連携・協働による、持続可能な推進体制の構築を図る。

また、地域学校協働活動を推進するため、活動の総合化、ネットワーク化を進め、組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」を整備する。

さらに、活動を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業を実施するにあたり、各実施主体は以下（1）～（2）を満たすことを要件とする。

（1）市町村において、以下のア～ウのいずれかにより地教行法に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

ア 市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

イ 市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること、または導入に向けた検討を行う会議等を設置していること。

ウ 事業を実施する当該年度において、所管の学校へのコミュニティ・スクールの導入に向けた検討を行うための会議等を設置すること。

（2）地域学校協働活動推進員等を配置すること

市町村は、3－（3）及び3－（4）に示す活動を実施する場合には、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員または地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーターなど域内の地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの総合的な調整を担う者（以下、「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること。

## 3 事業の内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築等

ア 運営委員会の設置等

間接補助事業者である市町村においては、域内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの運営方法等を検討する運営委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの推進を図る。なお、実施に当たっては首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携して実施するよう努めることとする。

(ア) 運営委員会の設置

- a 市町村は、域内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの運営方法等を検討する運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。
- b 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、域内の学校へのコミュニティ・スクールの導入、事業の検証・評価等を行う。
- c 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

(イ) 市町村における研修の実施

- a 市町村は、域内の学校に配置される地域学校協働活動推進員等及び3-（2）-（ア）により配置する統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。
- b 市町村は、地域学校協働活動のために3-（2）-（イ）～（オ）により配置する協働活動支援員や協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、子供を取り巻く現代的課題への対応や安全管理方策等の資質向上を図るための講義、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(2) 必要な人員の配置

市町村は、取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置し、3-（3）に示す地域学校協働活動及び3-（4）に示すコミュニティ・スクールの導入に向けた活動を実施する。

- (ア) 2-（2）のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の統括的な役割を担う者（以下、「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）
- (イ) 地域学校協働活動の支援を実施する者（以下「協働活動支援員」という。）
- (ウ) プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）
- (エ) 特別な配慮を必要とする子供達の活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）
- (オ) 特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことの出来ない学習支援を実施でき

る者（以下「学習支援員」という。）

### （3）地域学校協働活動の実施等

#### ア 「地域学校協働本部」の整備等

（ア）市町村は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤とした「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能である。

（イ）市町村は、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。なお、地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。

（ウ）地域学校協働活動推進員等は、地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

#### イ 地域学校協働活動の実施・運営

市町村は、地域学校協働本部並びに地域の実情に応じた仕組みの下で、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て、様々な地域学校協働活動を総合化・ネットワーク化を進めつつ実施するよう努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとする。

#### （ア）「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）なども参考とすること。

#### （イ）地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象として、地域の人材の協力を得て、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

a 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（放課後子供教室）。なお、放課後子供教室を実施する場合

においては、放課後児童クラブが存在していない地域などの放課後子供教室を除き、放課後児童クラブと連携して実施すること。

- b 小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（「地域未来塾」をはじめとした学習支援）。

#### (4) コミュニティ・スクールの導入に向けた活動

市町村がその所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置して、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの効果的な導入・運営方法等について、地域学校協働活動推進員等の連絡・調整のもと学校・地域間で情報交換・情報共有を行い、総合的な推進方策について検討する。また、先進校視察や研修会等の実施による学校運営協議会関係者の資質向上を図る。

### 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

### 5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

### 6 費用

(1) 県は、上記2～3の要件を満たす事業に対して補助するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

ただし、以下の点について留意すること。

#### ア 諸謝金について

統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員等の謝金単価は別表の金額を上限とする。

なお、各人員の配置については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

#### イ 旅費について

地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施にかかる旅費の取扱については、別表のとおりとする。

#### ウ 消耗品費について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動の実施及びコミュニティ・スクールの導入に向けた活動にかかり個人に給する経費は対象外とする。

#### エ 備品費について

(ア) 備品費については、3-(3)-イ-aの放課後等支援活動（放課後子供教室）を実施する際に、以下の条件を満たす場合にのみ計上することができる。

- a 開設初年度の放課後教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わないものに限る）
- b aのうち、放課後児童クラブと一体的に活動する場合
- c 既に実施されている放課後子供教室が新たに放課後児童クラブと一体的に活動する初年度

の場合

(イ) 備品とは、1個あたりの金額が3万円以上のものとする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合にはこの限りではない。

(ウ) 備品費を計上する際の放課後子供教室1か所あたりの上限額については、(ア) a、(ア) cの場合は210,000円、(ア) bの場合は420,000円とする。

オ 保険料について

(ア) 受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する子供や保護者にかかる経費は対象外とする。

(イ) 雇用保険は対象外とする。

カ その他

(ア) 補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

(イ) 飲食物費(当該地方公共団体が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は対象外とする。

(ウ) 3-(3)-イ-(イ)-aの放課後等の地域学校協働活動(放課後子供教室)については、特に一体型の放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施する場合に優先的に予算措置を行う。なお、補助対象となる実施日数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間250日未満、1日あたり4時間以内(休業日等で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。)を標準的な日数・時間数として積算すること。

## 7 その他留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。

(2) 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。

ア 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動は、子供たちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子供の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。

イ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の計画・実施に当たっては、放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブと一体的に実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子供たちの参加促進が図られるよう努めること。

ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから学校区ごとの協議会の設置を補助要件とする。協議会の参加者は、学校関係者、学校運営協議会委員、放課後児童クラブの従事者、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員等が想定される。なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

エ 対象となる子供の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子供に限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子供たちが参加できるよう配慮すること。また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。

オ 本取組を実施する場合には「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日30文科生第396号子発第0914第1号）に基づき、事業を実施するよう努めること。

カ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動を行う場合については、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

(3) 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。

(4) 国又は県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数や学校運営協議会の導入の割合等、地域の実情に応じた目標を設定し、その目標について県に報告すること。

また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

## 地域における家庭教育支援基盤構築事業

令和3年4月19日

鳥取県教育委員会

## 1 事業の目的

核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えた家庭の増加など、家庭教育を行う上での困難な現状が指摘されている。また、様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭への対応や、今般のコロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりも懸念され、地域全体での家庭教育支援の必要性が一層高まっている。

そのような中で、地域において、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の仕組みづくりを行い、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を行うことが重要である。

このため、本事業において家庭や地域と学校との連携・強化を図りつつ、家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成、家庭教育支援を担う者等の配置、「家庭教育支援チーム」の組織化等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、家庭教育に関する情報提供や相談対応等の支援活動の実施に加え、児童虐待の未然防止・早期発見などに資する対応を含め、支援が行き届きにくい家庭への対応を充実させることにより、家庭教育支援チーム等による取組の拡充・強化を図りつつ、地域における家庭教育支援の基盤を構築する。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

## 3 事業の内容

## (1) 推進委員会の設置等

市町村においては、域内の家庭教育支援活動の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会を必要に応じて設置することができるものとする。なお、事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携を図りながら実施するよう努めることとする。なお、推進委員会は、地域の実情に応じて、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。推進委員会では、家庭教育支援活動の実施方針、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。推進委員会を構成する委員の選定に当たっては、家庭教育支援活動を推進する趣旨に鑑み、地域の実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

## (2) 家庭教育支援に関する推進体制の構築

## ア 家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成

子育て経験者や子育てサポーターリーダー、元教員など地域の多様な人材に家庭教育支援活動への参画を促し、支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成する。

#### イ 家庭教育支援員等の配置

小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員等を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援体制を強化する。

#### ウ 「家庭教育支援チーム」の組織化

家庭教育支援員等の地域人材を中心とした「家庭教育支援チーム」の組織化を行い、活動拠点の整備促進を図りつつ、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネートを行う。家庭教育支援チーム員の構成例としては、子育て経験者、子育てサポーター、元教員、民生委員・児童委員、保健師等が考えられる。なお、支援活動の実施に当たっては、これらの家庭教育支援チーム員、保健・福祉部局等の首長部局及び教育委員会等による連携を図りながら、連絡会議・ケース会議等の設置・運営により、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化するよう努めることとする。

#### エ 家庭教育支援員等に対する研修の実施

市町村等は、家庭教育支援員等に対して、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題への対応などの家庭教育支援活動の現状や推進方策、地域の協力者の確保や資質向上等の方策、家庭や地域と学校との連携・協働の推進方策などに関する研修や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。研修の実施に当たっては、研修を受けた家庭教育支援員等による支援を通じて、社会に支えられた保護者が社会を支える家庭教育支援員等へと循環していく人材養成の仕組みの構築を図ることが望ましい。

### (3) 家庭教育支援に関する取組の実施

#### ア 保護者への学習機会の効果的な提供

就学時の健康診断や保護者会等の多くの保護者が集まる機会や企業内における従業員向けの研修・セミナー等を活用した家庭教育に関する講座の実施等、保護者への学習機会の効果的な提供を行う。

##### 【講座の例】

小学校入学時講座、発達段階に応じた子供のほめ方・叱り方、子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”、携帯電話やインターネットに関する有害情報対策、外国人の保護者支援のための講座など

#### イ 親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感や自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。

##### 【プログラムの例】

親子で清掃ボランティア、親子料理教室、親子議会見学 など

#### ウ 家庭教育に関する相談対応や情報提供

子育てに悩みや不安を抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施する。

##### 【支援活動の例】

空き教室を活用した交流の場づくり、企業訪問による講座の実施、家庭訪問による個別の情報提供や相談対応、広報誌の作成やICTの活用等による家庭への効果的な情報提供 など

#### エ 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施

様々な問題を抱えつつも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な保護者など、真に

支援が必要な家庭に対して、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児健診の場など）に出向いて、情報提供や相談対応などの保護者に寄り添う支援を実施する。

**【支援活動の例】**

家庭訪問による個別の情報提供や相談対応、電話やSNSを活用した相談対応、就学時健診等の場での個別相談 など

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 県は、上記2～3の要件を満たす事業に対して補助するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

ア 推進委員会の設置経費

推進委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ 研修の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（県が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

ウ 家庭教育支援活動の実施・運営経費

家庭教育支援員等については、各地域の実情（活動の内容や実施日数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

家庭教育支援員等の謝金単価については、各市町村の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1,480円を上限として積算することとする。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われぬものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各市町村の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（県が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子供の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積

算することとする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。

旅費・交通費については、校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費について、積算することとする。ただし、地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合について、積算することとする。

その他、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことができる。

## 7 その他留意事項

(1) 家庭教育支援活動の実施に当たっては、特に以下の点に留意すること。

ア 家庭教育に関する学習機会の提供等の支援を行うに当たっては、就学時の健康診断や保護者会等の多くの親が集まる機会を活用するなど、全ての保護者に支援が届くよう、実施する機会や実施場所の設定の工夫に努めること。

イ 家庭教育の支援体制の強化を図るため、学校施設（教室や余裕教室等）や公民館等に家庭教育支援員等を配置するなど、家庭教育支援の拠点機能の整備に努めること。

ウ 様々な問題を抱え孤立しがちな保護者が、主体的に家庭教育を行えるよう、学校等と連携したアウトリーチ型支援や地域の身近な場所における相談対応など、保護者に寄り添った支援を行うよう工夫に努めること。

エ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。

オ 国又は県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

## 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

令和3年4月19日

鳥取県教育委員会

## 1 事業の目的

子供たちが安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子供の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備を推進する。

## 2 事業主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

## 3 事業の内容

本事業の実施にあたっては、地域ぐるみで効果的・継続的な子供の安全確保に向けた体制を整備できるように考慮することとし、以下の（1）から（4）の取組の一つ以上実施することとする。

なお、近隣の国立学校及び私立学校との連携にも努めるものとする。

## （1）スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施

警察官OBや教職員OB、また防犯の知識を有する者等をスクールガード・リーダーとして配置する。

スクールガード・リーダーは、各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導や、スクールガードに対する指導、地域の危険箇所に対する巡回、不審者情報を加味したパトロール等を行う。

また、必要に応じ、スクールガード・リーダーによる学校等の巡回指導を円滑に実施するため、スクールガード・リーダーの連絡協議会等を開催することができる。

## （2）スクールガード・リーダー育成講習会の開催

スクールガード・リーダーとなるべき人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいた教職員OB等を対象にスクールガード・リーダー育成講習会を開催することができる。

## （3）スクールガード養成講習会の開催

学校や通学路で子供たちを見守るスクールガード（学校安全ボランティア）を養成するための講習会を開催する。開催に当たっては、多くの方々が参加することができるよう、開催場所、開催回数に配慮し、多くの参加が得られるようにする。

## （4）子供たちの見守り活動の実施

学校安全のために、家庭や地域の関係機関・団体が登下校時の防犯対策等について意見交換・調整を行う連携の場を構築するとともに、学校安全ボランティア等を活用した登下校時における見守り活動など、学校、家庭、地域が連携して子供の安全を見守る活動を実施する。

## 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

る。

## 5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

## 6 費用

### (1) 補助対象経費

県は上記2及び3の要件を満たす市町村が実施する事業に対して補助するものとする。

### (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

#### ア スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施に係る経費

スクールガード・リーダー委嘱に当たって必要な謝金、旅費、保険料等が考えられる。謝金単価については、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定して差し支えない。

また、連絡協議会や育成講習会開催に係る経費として、講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

#### イ スクールガード養成講習会開催の実施に係る経費

講習会開催にかかる経費として、講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

#### ウ 子供たちの見守り活動の実施に係る経費

子供たちの見守り活動経費については、帽子や腕章など見守り活動に直接必要な経費とし、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算すること。スクールガードに対する謝金及び旅費は原則として対象外とする。なお、消耗品費等については、学校やPTAが使用するものと明確に区別すること。

## 7 その他留意事項

国又は県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村においては事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。